

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
(二)の法律の失効)	(二)の法律の失効)
第一条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第四条第一項に規定する申込み、同条第二項に規定する確認及び同条第三項に規定する求め並びに第五条第一項に規定する申込みに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。	第一条 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第四条第一項に規定する申込み、同条第二項に規定する確認及び同条第三項に規定する求め並びに第五条第一項に規定する申込みに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。
2 3 (略)	2 3 (略)